

愛剣連発 第95号
令和6年2月2日

各地区剣道連盟 御中
各関係団体 御中
会員 各位

一般財団法人 愛知県剣道連盟
理事長 東 一 良

第16回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会 県予選会開催について

標記予選会を下記の要領により開催いたします。
当日受付はいたしませんので、期日までに、(一財)愛知県剣道連盟事務局まで申し込まれるようお願いいたします。

記

期 日 令和6年4月13日(土)
午前9時 受付・抽選開始 午前9時30分 抽選締切

会 場 パロマ瑞穂アリーナ第1競技場
名古屋市瑞穂区田辺通三丁目4 ☎052-836-8228

参加資格 **※愛知県剣道連盟女子会員、令和6年7月14日時点で参加資格の有する者**

【先鋒：高校生】

◎愛知県高体連剣道専門部より推薦された者（16名以内）

【次鋒：大学生】

◎東海学生剣道連盟より推薦された者（12名以内）

◎愛知県剣道連盟強化委員会から推薦された者（若干名）

※県外に在学の大学生について

県外の大学生で予選会に参加希望の方は、3月15日までに直接、事務局に電話でご連絡ください。締切後、強化委員会で選考を行い、予選会参加者を決定します。希望者には事務局より選考結果について電話で全員にご連絡いたします。(事務局 052-481-0093 火～土 9時～17時)

【五将：18歳以上 ※高校生および大学生を除く】

◎自由申込み。人数制限なし。

【中堅及び三将：30歳以上】

◎自由申込み。人数制限なし。

【副将：40歳以上】

◎自由申込み。人数制限なし。

【大将：50歳以上】

◎自由申込み。人数制限なし。

愛知県剣道連盟が主催する全国大会県予選会に関する参加資格

- 高校生について、愛知県内の学校に在学している者のみを対象とし、県外在学の者の予選会参加は認めない。
- 大学生について、県外在学の者の参加も認めるが、予選会参加年の過去1年間に他の都道府県から全国大会予選会に出場した者の参加は認めない。
- 社会人について、県外在勤の者の参加も認めるが、予選会参加年の過去1年間及び参加当年に他の都道府県から全国大会予選会に出場した者の参加は認めない。また、以後の昇段審査及び全国大会予選会については愛知県で参加することを条件とする。

試合方式 トーナメント戦で行う。組合せは当日抽選によって決定する。

申 込 指定の申込書により県剣連事務局へ直接申し込むこと。

締 切 令和6年3月16日(土) 必着厳守

参 加 料 2000円 申込と同時に(現金書留か直接事務所に持参)

※先鋒の部と次鋒の部(東海学連)は、各団体で取りまとめてお申込みください。

申 込 先 (一財)愛知県剣道連盟 事務局

〒453-0035 名古屋市中村区十王町11番22号

☎052-481-0093

そ の 他 災害等で予選会が中止になった場合、参加料はお返しいたしません。称号・段位審査細則第19条により参加を制限されることがあります。申込者は自己の責任において当日参加するものとする。

第16回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会県予選会 申込書

【次鋒・五将・中堅及び三将・副将・大将の部】

※出場する部門に○をお付けください。

ふりがな		
氏名	S・H 年 月 日生(才)	段
〒		
住所	☎() -	
住所 〒		
勤め先		
(学校名)	☎() -	
県剣連会員番号		

3月16日(土)締切

記載事項は本件以外に使用しません。

第16回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会県予選会 申込書

【次鋒・五将・中堅及び三将・副将・大将の部】

※出場する部門に○をお付けください。

ふりがな		
氏名	S・H 年 月 日生(才)	段
〒		
住所	☎() -	
住所 〒		
勤め先		
(学校名)	☎() -	
県剣連会員番号		

3月16日(土)締切

記載事項は本件以外に使用しません。

全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会 愛知県予選会

試合上の注意事項

一般財団法人愛知県剣道連盟

- 本日の試合は三本勝負で行います。試合時間は当日発表します。
- 試合時間内に勝敗の決しない場合は、延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとします。延長戦は3分間ずつ区切って行い、3回延長戦をして勝敗の決しない場合は、3分間の休憩を与えます(水分補給可)。
- 試合者は、必ず面マスクまたはシールドを着用すること。シールドを用意していない方は大会本部で購入してください。(1個800円)
- 試合者は、鏝ぜり合いになり技が出ない場合は、試合者自ら積極的に分かれてください。審判員の「分かれ」の宣告を待つのではなく、試合者双方で分かれる努力をしてください。
- 鏝ぜり合いの解消に至る時間はおよそ「一呼吸(目安としておよそ3秒)」とする。
 - ※分かれる場合は、お互いの剣先が完全に触れない位置まで下がること。
 - ※分かれる場合は、剣先を開いたり、下げて分かれられないこと。
 - ※鏝ぜり合いを解消する場合は、双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、鏝と鏝を押し合う力を利用して一気に下がること。
 - ※分かれる途中で相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「逆交差」をしないこと。
- 分かれる場合、相手だけに下がらせて自分が下がらない行為は反則です。
- 分かれる相手に対しての引き技は有効打突になりません。
- 一方が分かれようとしている場合に追い込んで打突する行為や、分かれようと思わせかけて引き技を打突する行為は反則の対象です。
- 意図的な時間空費や防御姿勢(勝負の回避)による相手に接近する行為は反則です。

剣道試合・審判規則第1条「公明正大に試合をし」
に反する行為は反則です。